

五戸町多目的グラウンド緊急時対応基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、五戸町多目的グラウンドの施設又は附属設備の異常、事故又は急病、荒天、災害、熊等危険動物の出没その他の緊急事態に対する対応を定め、利用者、職員及び関係者の生命及び身体の安全を確保することを目的とする。

（基本方針）

第2条 指定管理者は、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、人命及び利用者の安全確保を最優先とするものとする。

2 指定管理者は、状況に応じて、利用中止、利用停止、避難誘導、立入制限、応急措置、救急要請、関係機関への通報及び教育委員会への報告を行うものとする。

3 指定管理者は、利用者に対し、緊急時の避難経路、避難場所、連絡方法その他必要な事項をあらかじめ周知するよう努めるものとする。

4 共用施設を利用する場合の避難経路、立入制限区域及び緊急時の連絡体制は、町、学校法人及び高等学校との協定その他の関係書面に基づくものとする。

（判断者及び判断手順）

第3条 緊急事態における利用中止、利用停止又は利用制限の一次判断は、指定管理者の現場責任者が行うものとする。

2 指定管理者の現場責任者は、利用停止又は利用制限の判断を行ったときは、速やかに指定管理者の責任者及び教育委員会に報告するものとする。

3 利用停止又は利用制限が翌日以降に及ぶ場合又は多数の利用者に影響を及ぼす場合は、指定管理者が、継続、解除又は変更を決定するものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

4 災害対応、避難所運営、学校施設との一体的な安全管理その他高度な判断を要する場合は、教育委員会が最終判断を行うものとする。

5 人命又は身体に急迫した危険がある場合は、指定管理者は、教育委員会との協議を待たず、直ちに利用中止、避難誘導、救急要請その他必要な安全確保措置を講ずるものとする。

（利用中止等の基準）

第4条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認める場合は、利用中止、利用停止、又は利用制限することができる。

（1） 雷注意報が発表され、雷鳴、稲妻その他雷の発生又は接近のおそれがあると

き。

(2) 強風、暴風、大雨、洪水、土砂災害その他の気象状況により、安全な利用又は移動が困難なとき。

(3) 積雪、凍結、吹雪その他冬期間の気象条件により、安全な利用が困難なとき。

(4) 高温、暑さ指数その他の状況により、熱中症事故が発生するおそれが高いとき。

(5) 視界不良、停電その他の理由により、夜間照明を含む施設の安全な利用が困難なとき。

(6) 気象庁、消防、警察、教育委員会その他の関係機関から、利用中止、避難又は安全確保に関する情報提供、注意喚起又は指示があったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、利用者の安全を確保できないと指定管理者が認めるとき。

(雷への対応)

第5条 指定管理者は、雷注意報が発表された場合は、利用者に対し、雷の発生に注意するよう周知するものとする。

2 指定管理者は、雷鳴若しくは稲妻を確認した場合又は雷の接近により危険があると認める場合は、利用者に対し、速やかに利用の中断及び安全な場所への避難を指示するものとする。

3 前項の場合は、屋外施設の利用を中止するものとする。

4 利用再開は、雷鳴又は稲妻が確認されなくなってから十分な安全確認を行った後に、指定管理者が判断するものとする。

(猛暑及び熱中症への対応)

第6条 指定管理者は、高温又は暑さ指数の上昇により熱中症事故のおそれがある場合は、利用者に対し、水分補給、休憩、運動量の調整その他必要な注意喚起を行うものとする。

2 指定管理者は、熱中症特別警戒情報、熱中症警戒情報その他の気象情報、現地の気温及び暑さ指数、利用者の年齢、運動強度その他の状況を踏まえ、利用の中止、時間短縮又は休憩時間の確保を求めることができる。

3 指定管理者は、熱中症の疑いがある者を確認した場合は、利用を中断させ、涼しい場所への移動、身体の冷却、水分補給、救急要請その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故及び急病人発生時の対応)

第7条 事故又は急病人が発生した場合、指定管理者は、周辺の安全を確保した上で、必要な応急措置を講ずるものとする。

- 2 指定管理者は、救急搬送が必要と判断した場合又は利用者から救急要請の求めがあった場合は、直ちに消防機関へ通報するものとする。
- 3 指定管理者は、事故又は急病人の発生状況、対応内容及び救急搬送の有無を記録し、救急搬送を要した場合その他教育委員会への緊急報告が必要と認められる場合は、直ちに教育委員会へ報告しなければならない。
- 4 利用者又は利用団体の責任者は、傷病者が発生した場合、指定管理者の指示に従い必要な情報提供及び救急対応に協力するものとする。

(施設等の破損及び停電時の対応)

第8条 施設又は附属設備に破損、故障、漏電、停電その他の危険が認められる場合は、指定管理者は直ちに当該箇所への立入りを禁止し、又は利用を停止するものとする。

- 2 夜間照明の不具合、停電その他により夜間の安全な利用が困難な場合は、指定管理者は、利用を中止し、利用者を安全な場所へ誘導するものとする。

(災害時の対応)

第9条 地震、火災、風水害その他の災害が発生した場合は、指定管理者は、利用者を安全な場所へ避難誘導し、消防、警察、教育委員会その他必要な関係機関へ通報又は連絡するものとする。

- 2 指定管理者は、災害発生後、利用者の安否確認、施設及び附属設備の被害状況の確認、二次災害防止措置その他必要な対応を行うものとする。
- 3 施設が避難所、災害対応拠点その他の用途に使用されることとなった場合は、指定管理者は、教育委員会その他関係機関の指示に従い、必要な協力を行うものとする。

(熊等危険動物への対応)

第10条 施設周辺において熊等危険動物の目撃情報があった場合、又は出没が確認された場合は、指定管理者は、状況に応じて利用の中止、施設の閉鎖、利用者への注意喚起、避難誘導その他必要な安全確保措置を講ずるものとする。

- 2 指定管理者は、熊等危険動物の出没を確認した場合は、速やかに警察、町、教育委員会その他関係機関へ連絡するものとする。
- 3 利用再開は、関係機関から得られた情報及び現地の安全状況を踏まえ、指定管理者が判断するものとする。

(利用者への周知)

第11条 指定管理者は、利用中止、利用停止又は利用制限を行うときは、施設内掲示、

口頭、電話、電子メール、ホームページその他適切な方法により、速やかに利用者へ周知するものとする。

(報告及び記録)

第12条 指定管理者は、次に掲げる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告しなければならない。

- (1) 死亡事故、重傷事故、救急搬送又はこれらのおそれがある事故
- (2) 火災、地震、風水害その他の災害
- (3) 施設又は附属設備の重大な破損
- (4) 熊等危険動物の出没
- (5) 共用施設の利用停止、利用制限又は重大な事故
- (6) その他教育委員会への緊急報告が必要と認められる事案

2 軽微な事故、苦情、破損その他の事案については、指定管理者は、遅くとも翌営業日までに報告するものとする。

3 指定管理者は、緊急事態への対応内容、利用中止等の判断理由、利用者への連絡状況、関係機関への通報状況及び再発防止策を記録し、適切に保存しなければならない。

(連絡体制及び訓練)

第13条 指定管理者は、教育委員会、消防、警察、医療機関、学校法人、高等学校その他関係機関の連絡先を記載した緊急連絡網を整備し、常に確認できる状態にしておかなければならない。

2 指定管理者は、緊急時対応マニュアルを整備し、職員に周知するとともに、避難誘導、緊急対応、連絡体制その他に関する訓練を定期的実施するものとする。

附 則

この基準は、令和9年4月1日から施行する。